

VI 散漫な番組——制作者は誰か、改編の基準は何だったのか

度重なる改編過程を経て放送された「問われる戦時性暴力」を他の3本の番組と並べて視聴すると、その不自然な編集の仕方がどうしても目についてしまう。およそ番組制作のプロであれば、当該番組の散漫な作りをひと目で見抜くに違いない。

①…まず、通常「アバンタイトル」(avant=仏語で「前」の意)と呼ばれる番組導入部である(最高裁判決では「ア オープニング及び資料映像」と記されている部分)。ここは普通、番組テーマを簡潔に告知するシーンだが、なぜか1回目のアバンの映像と番組内容の要約が約4分間にわたってつづくだけで、これから何が始まるのかまったく要領を得ない作りである。

4分間といえば、この番組の1割を占める。他の3回では、それぞれの回の番組テーマに即した映像と説明がつけられていて、こんな意味不明の編集はされていない。

②…この回は、前夜の予告には、女性法廷を手がかりに戦時性暴力の問題を考える、とあったが、その女性法廷の主催者も、そこで何が問われ、どういう証言がされ、どんな判断が示されたのかも、番組はほとんど伝えていない。一部伝えられた元従軍慰安婦の証言も断片的で、番組を進め、視聴者の興味や思考を促す「手がかり」としての喚起力がない。

③…こうして始まった番組は、前半、女性法廷の模様を伝える約5分間の映像の前後で、司会のアナウンサーやVTRインタビューに答えた歴史学者が、民間人が法廷に擬したこうした国際的な集まりをすることの限界や欠陥や無意味さを指摘しはじめ。両者のこの発言部分は全部でおよそ4分間だが、これでは女性法廷を手がかりにしたいのか、したくないのか、見ている方は首を傾げたくなる。

④…番組に出演した在米研究者のコメントについては、すでにBRCが放送倫理違反を指摘していることによって明らかだが、研究者が「裁きによる責任の明確化が大事だ」と発言したところなど、その核心部分がすべて削られた上に、前後関係を入れ替えるなど、あまりにも脈絡なく編集されたせいで、何を主張しているかがさっぱり伝わってこない。

⑤…もう1点は、44分間の放送枠として予定されていたにもかかわらず当該番組は40分しかなく、ほとんど無意味なアバン分も差し引くと、実質的には36分しかなかったということである。

1. 安定的視点の不在

当該番組のような教養番組もしくはドキュメンタリー番組にかぎらず、あらゆる創作物には、一定の視点に基づき、その視点を深めていく一貫した流れが不可欠である。それがなければ、高い完成度と強い説得性のある作品は生まれない。たとえその視点を故意に乱し、視点の安定性に疑義を呈しようとするポストモダン系のメタ・フィク

ション (meta=ギリシャ語で「間」「超」の意。作品中、創作の仕掛けを明示してしまう手法) であっても、疑義を呈する視点それ自体の安定性がなければ、作品は成り立たない。

テレビ番組は集団的創作物といわれる。ひとつの番組にはプロデューサーやディレクターから、カメラマン、ビデオ編集者、音声・音響技術者、出演者、ナレーター、ときには放送作家や通訳まで多数が関係するが、その場合でも、誰かが企画趣旨に基づいた一定の視点を体現し、方向を定め、主導していかなければ、とりとめもない番組になってしまう。通常、この役目を担うのはプロデューサーかディレクターであろう。

ところが、この番組の場合はどうだったのか。

*

「V 改編の過程」で見たように、改編を主導したのは幹部管理職層であった。放送総局長、番組制作局長、教養番組部長、国会担当局長が入れ替わり立ち替わり、チーフプロデューサーやデスクを作業係のように扱い、改編を指示している。

その幹部管理職のあいだでも、必ずしも方針は一致していない。「第1の波」と「第2の波」まで、すなわち制作会社での編集段階と、NHKが独自に編集した当初の段階で主導的役割を果たしたのは教養番組部長だった。

そこでできた約44分の粗編集版について、教養番組部長は一定の完成度を自認していたのに対し、他の3人が5カ所の改編を求めている。ここから「第3の波」が始まるのだが、教養番組部長は反論し、結局、その改編箇所をチーフプロデューサーに伝えたのは、国会担当局長だった。さらに「第4の波」の放送直近の改編で、放送総局長と番組制作局長が3カ所のシーンの削除を求めたことに関しても、教養番組部長は当初、難色を示している。

こうした流れをたどってみると、いったいこの番組の制作者は誰ということになるのだろうか。放送事業者としてのNHKである、というのは、創作物の作り手を問う場合、答えにならないことは言うまでもない。ここには質の高い番組の制作に不可欠な安定的視点を体現する制作者がいない。

番組が散漫な印象を与えることになった原因のひとつは、これである。

2. 安全という意識

一連の作業で行われた改編は、おおよそ以下の4つの方法によってなされていった。

- (1) 補足……取材映像のままではなく、何らかの説明を加える
- (2) 置換……別の言葉ないしは表現方法に、部分的に置き換える
- (3) 追加……対立する立場の見解を取材し、追加する

(4) 削除……発言部分ないしは映像そのものをカットする

改編過程の各段階でこれらの方法がどう採られていったかをたどってみると、「第1の波」では補足や置換が多かったのに対し、「第2」「第3」と進むにつれ、追加と削除の比重が増し、「第4の波」では削除だけが行われ、その結果、44分の放送枠が予定されていた番組は実質36分間になってしまった。

このような改編を進めていくに当たって、それを主導した幹部管理職らの行動を動機づけていたものは何だったか。彼らは何に配慮していたのだろうか。

説明文書のあちこちに、「中立性」「公正性」「公平性」という言葉や、それに類する言いまわしが登場する。言うまでもなく公平・公正であること、あるいは中立的であることは、マスメディアにとって信頼性の源泉のひとつであり、とくに公共放送であるNHKにとっては重要な課題である。

だが、これまた言うまでもないことであるが、公平・公正・中立性は、足して2で割るように機械的に目指されるものではない。とりわけ、あるテーマを段階を追って深めていくドキュメンタリーや教養番組等において、一定の見方や見解を描いたら、いちいちその反論や問題点も紹介しなければならないとなったら、番組それ自体が成り立たなくなってしまう。

公平・公正であることは大事な制作姿勢ではあるが、それはあくまで企画趣旨や番組の構成との関係において慎重に考慮されるべきものである。そのような熟慮をかさねた結果として出来上がった番組の完成度の高さと説得性の強さが、番組自体の質となり、生命となる。番組の制作に携わる者は、そこにこそすべての知力と気力と体力を傾けるのではなかったか。

*

説明文書の終盤、もっとも大胆な改編が行われた「第4の波」に、番組制作局長の言葉として、「安全」という言葉が登場する。女性法廷において元日本兵が証言するシーンを「独自の調査をしていないのであれば、削除しておいた方が安全なのではないか」と思い直すに至った」とある。放送総局長も、これに同意している。

ここにはシリーズ全体の趣旨や2回目の番組テーマを考え、熟慮し、何より番組の完成度と説得性を目指そうとした形跡がない。機械的な公平・公正・中立性に目を奪われ、そもそもこのシリーズとこの番組が何を表現しようとしたのかについて、ほとんど考慮されていないように見える。少なくとも説明文書には、何も書かれていない。

安全、という言葉が出てくるのはここ1ヵ所だけだが、補足・追加・置換・削除を繰り返した改編過程全体が収斂していった先を、この言葉は正直に言い表している。

放送中止を求める右翼団体の活動で騒然とし、何人もの政治家らからこの番組のことを話題にされ、内閣官房副長官である有力政治家からは、公平・公正に、と念を押されるなかで、幹部管理職らは、番組の質よりも安全を優先することを、おそらくは

「自主的・自律的」に選んでいったように思われる。

ここにも、番組が完成度を欠き、散漫になっていった原因がある。

3. 企画趣旨からの逸脱

説明文書は第2回「問われる戦時性暴力」のテーマは「裁くことの難しさ」である、と数カ所で記している。しかし、どういうわけか、それ以上の説明がない。

一視聴者として推し測れば、一般に日本では、当該番組の放送時点から振り返っても半世紀以上昔の戦争にまつわる諸々の問題はもう終わったこととされ、旧日本軍が関与した従軍慰安婦問題の加害責任を云々されてもピンとこない、という現状にあって、過去を裁くことがいかに困難かを描きたい、ということだろうか。

だが、この番組テーマの説明は奇妙である。他の3回の番組でも、過去の残虐行為を裁くことが容易でなかったことは繰り返し語られている。

戦後ドイツがナチス・ドイツ当時の、またフランスがヴィシー政権やアルジェリア戦争当時の非人道的行為をみずから明らかにし、責任者を裁くまでにどれほどの困難があったか(第1回)。近年の武力紛争のもとで拷問され、強姦された女性たちが、みずから被った体験を公的な場で話せるようになるまでの道は平坦ではなかったし、いまでも口を封じられている女性がいる(第3回)。アパルトヘイト政策ゆえに家族を殺された人たちは、旧占領者たちを赦せ、と言われながら、いまなお葛藤を抱えて生きている(第4回)。

しかし、見落としてならないのは、シリーズの企画趣旨が、こうした事例ごとに裁くことの難しさを描きながら、それだけにとどまらず、その困難を克服してきた経験に積極的な意味を見いだそうとする点にこそあったということである。

そのために近年の国際法は、人道に対する罪には時効がないこと、残虐行為が行われた当時は合法であった、命令に従っただけ、などという弁解は通らないこと等々の理論的蓄積をかさね、各国はその成果を踏まえ、さまざまな補償と和解の仕組みづくりに取り組んできた。シリーズの狙いはその新しい潮流を描くことにある、と番組自体が何度も語っている。

だから、1回目では、ドイツ政府と企業が強制労働に対する補償を制度化したこと、3回目では、国際刑事裁判所が設立されたこと、4回目では、南アの真実和解委員会の取り組みを紹介したのではなかったか。司会者とコメンテーターらのスタジオ・トークもここを重要ポイントとして進んでいた。

*

ところが、2回目はどうだったかという、とりわけ番組の前半は、女性法廷が従軍慰安婦問題を取り上げることに意味があるかどうかの是非論に終始している。司会のアナウンサーとVTR出演の歴史学者がその限界や問題点を指摘し、否定するか、

消極的にしか評価しないことによって、人道に対する罪を問う、というシリーズ全体に通底する企画趣旨から離反する強い流れを生じさせている。

もちろん番組が、女性法廷の不備や限界を指摘することは十分あり得ることである。だが、その場合でも、シリーズの企画趣旨をよく理解し、それに沿って誠実に制作しようとするれば、戦犯の裁きはもう終わっていること、当時は法律違反ではなかった、この法廷は弁護人がいないなど現行の法律的常識に合わない、という類の主張を紹介することにだけはならなかつただろう。あるいは、紹介するとしても、その種の主張が浸透している社会自体に裁くことの難しさが潜んでいることを見て取り、どう乗り越えていくべきかの議論に発展させていくことが大事だったのではないだろうか。シリーズに通底する企画主旨を虚心に受けとめれば、そうなるはずである。

＊

もう1点、企画趣旨から逸脱している箇所を指摘しておかなければならない。

「人道に対する罪」には、一人ひとり、生身の加害者と被害者がいる。この問題が国際法のあらたな枠組みとして注目されるようになったのは、多くの被害者が、また少なくない加害者が、みずからの体験を公的な場で語り始めたからだった。他の3本の番組のなかには、スタジオ・コメンテーターがこうした趨勢を「証言の時代」だと強調している場面がある。シリーズ本来の企画趣旨は、そういう個々の証言が現実を動かしてきた経緯と意味を高く評価することにあつたはずである。

ところが、「第4の波」の改編で、放送総局長と番組制作局長は形式的な公平・公正・中立性にとらわれ、その上、安全を考え、強すぎる印象を恐れるあまり、元兵士や元従軍慰安婦らの証言シーンを全面的に削除してしまった。いくらていねいに説明文書を読み返してみても、そもそもシリーズ全体が言わんとしていた証言の時代の意味や、当事者の証言の重みに配慮した気配が読み取れない。これは、およそシリーズ全体の企画趣旨を無視したとしか思えない乱暴な処置であつた。

＊

ここまで委員会は、当該番組の流れと改編過程をつきあわせ、同じシリーズの他の3本と比較してみることによって、改編を主導した幹部管理職らがきわめて散漫な番組にしてしまった軌跡を探ってきた。

冒頭で触れたBRC委員会決定は、当該番組にスタジオ出演した在米研究者のコメントが不適切な編集をされたことに関し、放送倫理違反を指摘したが、その一方で決定は、しかし、「番組として不自然な感は否めないが、企画の趣旨・意図が変更されたとまでは言えない」と述べていた。

この委員会決定は、当該番組の改編過程がさまざまに明らかにされる2年前に示された。その後、制作現場にいたデスクやチーフプロデューサーが局内のコンプライアンス推進委員会、記者会見、法廷等において、通常とは言えない改編が繰り返された

ことを明らかにし、またNHKも説明文書を公表するなど、参考とすべき資料の質量は格段に増大した。つまり、BRC委員会決定が「不自然な感」と表したものの背後に何があったのかについて、一定の理由を探ることができるようになったということである。

上述したように、当該番組は幹部管理職らが番組の質を追求するのではなく、安全を優先し、シリーズ全体に通底する企画趣旨から逸脱した結果、まったく不自然な観を呈することになった。とくに「第3の波」「第4の波」で行われた改編が番組の質に与えた影響は大きかった。

「第3の波」で5カ所の修正や削除を指示されたチーフプロデューサーが、それでは放送枠に満たなくなってしまう、と述べた際、国会担当局長が語った言葉——「足りなければ、教授のインタビューを追加しておけば良いのではないか」は、番組制作に臨む態度として、およそふさわしくない粗雑さを物語っている。

また、「第4の波」における証言シーン削除は、当該番組を放送枠に大きく足りない番組にしてしまう、という結果をもたらした。これは、一番組内で項目や場面の尺数を変更をすることとは意味が違い、番組制作の現場ではほとんど致命的とも言えるみっともない処置であった。

こうして繰り返された改編は、視聴者が過去と現在の戦争を理解する手がかりとなるべきあらたな国際的潮流を知り、その上で自国・自分にも関わる問題として考える機会を損なわせるものとなった。

委員会は、BRCが指摘した研究者のコメント編集の問題点ばかりではなく、幹部管理職層が主導した改編、とりわけ「第3の波」で行った当該番組全体に影響の及ぶ改編、「第4の波」で行った乱暴で性急な改編についても、放送局として、また放送人の倫理として、当然目指すべき質の追求という番組制作の大前提をないがしろにするものであった、と指摘しないわけにはいかない。